

国立大学法人富山大学役員災害補償規則

平成 17 年 10 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 役員が業務上、急激かつ偶然な外来の災害を被り、死亡したとき、後遺障害を残したとき、入院又は通院したときは、この規則に基づき災害補償金を支給する。

(保険の手配)

第 2 条 大学は、この規則の運営のために、株式会社損害保険ジャパンと役員を被保険者、第 3 条に定める補償金額を保険金額・日額とし、国立大学法人富山大学を保険受取人とする普通傷害保険契約を締結し、その保険料を負担する。

(補償の種類)

第 3 条 災害補償金の種類は次の 5 種類とし、大学は前条に定めた保険契約に基づいて別表の金額を災害補償金として支払う。

- (1) 死亡補償金
- (2) 後遺症外補償金
- (3) 入院補償金
- (4) 手術補償金
- (5) 通院補償金

2 前条の保険契約の定めるところにより、保険金が支払われない場合は、本規則は適用しない。

(民事賠償との関係)

第 4 条 大学が民法上の損害賠償責任を負う場合は、この規則による給付の限度でその責を免れる。

(事故の通知)

第 5 条 役員が、この規則の定めるところによって補償を受けようとするときは、事故の日の後、ただちに事故日時、事故発生の状況及び傷害の程度を書面により大学に通知しなければならない。

(書類の提出)

第 6 条 役員が、この規則の定めるところによって補償を受けようとするときは、所定の書類に必要事項を記載し、速やかに所属長を経て提出しなければならない。

(遺族の範囲等)

第 7 条 この規則による補償を受けることができる受給者は、負傷した本人又はその遺族とする。なお、補償を受けることができる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹とし、その順位はここに掲げた順序による。

(施行時期)

第 8 条 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(別表)

| 補償の種類 | 金額 |
|---------|--|
| 死亡補償金 | 50, 000, 000 円 |
| 後遺傷害補償金 | 50, 000, 000 円 |
| 入院補償金 | 15, 000 円 |
| 手術補償金 | 手術の種類により入院補償金の 10 倍, 20 倍, 40 倍とする。 |
| 通院補償金 | 10, 000 円 |